

別紙「耕畜連携助成の概要」

〈助成要件〉

1 助成対象者

販売目的で交付対象作物を生産する農業者・集落営農

※助成対象者は耕畜連携に取り組む耕作者（耕種農家）となります。

2 利用供給協定の締結

耕畜連携の取組を行う者は、連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定(自家利用の場合には自家利用計画を策定)することが必要です。

3 取組要件

ア. わら生産・利用の取組

利用供給協定に基づき実施するわら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしている必要があります。

- ① 当年産において、わら専用稲及び飼料用米の作付が行われる水田であること。
- ② そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。
- ③刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。

イ. 資源循環の取組

水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしている必要があります。

- ① 当該年度における堆肥の散布の取組であること。
- ② 散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。
- ③ 堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除きます。)であること。
- ④ 同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。
- ⑤ 堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4m³以上であること。

4 その他

(1) 対象家畜：牛・馬・めん羊・山羊

(2) 助成金額：11,900円/10a

※ 水田活用の直接支払交付金の耕畜連携助成は、平成30年度より産地交付金の市設定メニューに組み込まれました。